## 令和 年 月 日

# 「指定介護予防通所サービス」みさくぼの里デイサービス 重要事項説明書

社会福祉法人 千寿会 みさくぼの里ディサービス

当事業所は介護保険の指定を受けています。 (浜松市指定 第2277204786号)

当事業所はご利用者に対して指定介護予防通所介護サービスを提供します。事業所の概要や 提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## ◇◆目次◆◇

		<u>~     </u>	<u>—</u>	<u>-22</u>	<u> </u>	<u>~</u>												
1.	事業者・・・・		•		•		•		•			•	•	•	•	•	•	1
2.	事業所の概要・		•	•	•		•					•	•	•	•	1	~	2
3.	事業実施地域及(	営心	業	時	間		•					•	•	•	•	•	•	2
4.	職員の配置状況		•	•	•		•					•	•	•	•	2	~	3
5.	当事業所が提供す	する	っサ	·— I	ビ	ス	ع	利	用	料	金	•	•	•	•	3	~	5
6.	緊急時等における	る対	朩	方	法		•					•	•	•	•	•	•	7
7.	サービスご利用	こあ	うた	つ	て	の	留	意	点			•	•	•	•	•	•	7
8.	苦情の受付につい	ハて	: •	•	•		•					•	•	•	•	7	~	8
9.	サービにあたって	C 0.	)留	意	点						•		•	7				

# 1. 事業者

(1)	法人名	社会福祉法人 千寿会
(2)	法人所在地	岐阜県瑞浪市西小田町3丁目221番地
(3)	電話番号	0572-66-1030
(4)	代表者氏名	理事長 原 正昭
(5)	設立年月	平成10年12月25

日

## 2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定介護予防通所介護事業所・平成29年4月1日指定 浜松市 第2277204786号 ※ 当事業所は特別養護老人ホームみさくぼの里に併設されています。

- (2) 事業所の目的 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話や機能回復訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ること。
- (3) 事業所の名称 みさくぼの里デイサービス
- (4) 事業所の所在地 静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家 2356 番地の 4
- (5) 電話番号 053-982-1248
- (6) 事業所長(管理者) 施設長 竹内真一
- (7) 当事業所の運営方針 利用者にとって必要なサービスを利用者自身に選択していただき、個人のプライバシーをできるだけ保持し、生活の自立のため援助を心がけることを基本とします。また、個人別介護予防通所介護計画書を作成し、個別処遇を図ります。
- (8) 開設年月 平成18年4月1日
- (9) 利用定員 30人

#### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 天竜区水窪町、佐久間町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日		月曜日から土曜日(但し1月1日、2日は除く。)
受付時間	月~土	8 時00分~17 時 00 分
サービス提供時間	月~土	8時55分~16時10分(但し12月31日は13時00分)

## 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

### 〈主な職員の配置状況〉 (令和3年4月1日現在)+

	職種	配置数	指定基準
1.		1名	1名以上
2.	介護職員	6名	4名以上
3.	生活相談員	2名	1名以上
4.	看護職員	1名	1名以上
5.	機能訓練指導員	1名(看護師兼務)	1名以上

※常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における 常勤職員の所定勤務時間数(例:週 40 時間)で除した数です。

#### 〈主な職種の勤務体制〉

職種			勤務	体	制
1.生活相談員•介護職員		勤務時間	8:00~17:00		
2.	看護職員	勤務時間	8:00~17:00		
3.	機能訓練指導員	勤務時間	(看護職員兼任)		

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1)利用料金が介護保険介護予防から給付される場合
- (2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険介護予防給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の7割・8割または9割が介護保険介護予防から給付されます。

#### 〈サービスの概要〉

① 基本介護サービス(食事介助、排泄介助、移動介助など) 日常生活を営むうえで、介助の必要な動作については適切な介助をさせて頂きます。

## 〈サービス利用料金(1回あたり)〉(契約書第7条参照)

下記の料金表によって、ご利用者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険介護予防給付費額を除いた金額(自己負担額・月額)をお支払い下さい。(上記サービスの利用料金は、ご利用者の要支援度に応じて異なります。)

#### ① 共通的サービス費

要支援度	事業対象者 要支援1	要 支 援 2
1. 共通的サービス費	1. 798単位	① 1.798単位
		② 3.621単位
2. サービス提供体制強化加算皿	24単位	① 24単位
		② 48単位
3. 料金(1ヶ月あたり)	19, 945円	① 19,945円
		② 40, 174円
4. 介護保険介護予防給付額(9割)	16, 718円	① 17,950円
		② 36, 156円
5. 自己負担額(1割·月額)	1, 995円	③ 1,995円
		③ 4,018円

- ※ ①週1回程度の利用の場合 ②週1回程度を超える利用の場合となります。
- ※ 浜松市は地域区分が「7級地」であるため、上記の単位数に10.14円を乗じた金額の1割・2 割または3割が自己負担となります。
- ※ サービス提供体制強化加算(II):介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上のものの占める割合が100分の30以上であること。
- ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ): 当事業所は、介護保険法で定める介護職員処遇改善加算対象事業所になっていますので、上記1, 2, の単位数に9.0%を加算させていただきます。
  - ☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん お支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険介護 場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が介護保険介護予防給付の申請 を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
  - ☆ご利用者に提供する食事の提供に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

★介護保険介護予防給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険介護予防給付の対象とならないサービス(契約書第5条、第7条参照) 以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

#### 〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供

事業所では、ご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。 ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)12:00~13:00 料金:1回あたり460円

2 材料費 100円

利用者の希望により行事や趣味活動に参加していただいています。 その際の材料代等の実費をいただきます。

③ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます

1 枚につき 10円

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

ただし、ご持参いただく場合、費用のご負担はありません。

おむつ代:単価=1枚当たり単価×実使用枚数=請求額

- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。
  - ⑤ 通常の事業の実施地域を越えて行う場合の交通費 自動車を使用した場合は、通常実施地域を超えるところから片道 1km あたり 40 円 で積算した額を交通費として徴収します。
  - (3) 利用料金のお支払い方法(契約書第7条参照) 前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、以下のいずれかの方 法でお支払い下さい。

下記アの方法でお支払いの場合は、翌月 20 日までにお支払い下さい。 下記イの方法でお支払いの場合は、翌月 25 日引き落としとなります。

#### ア. 下記指定口座への振り込み

浜松いわた信用金庫 水窪支店 普通預金 5005042 口座名義 フク) センジュカイ

社会福祉法人 千寿会 理事長 原 正昭 遠州中央農業共同組合 水窪支店 普通預金 0003973 口座名義 7ク)センジュカイ 社会福祉法人 千寿会 理事長 原 正昭

イ、金融機関口座からの自動引き落とし(上記の金融機関)

## (4) 利用の中止、変更、追加(契約書第8条参照)

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、介護予防通所介護サービスの利用を中止 又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には サービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

#### 6. 緊急時等における対応方法

通所介護を実施中に、ご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにご 家族、主治医に連絡させていただき、管理者にも報告させていただき、必要な措置をおこな います。

#### 7.サービスご利用にあたっての留意点

## (1)心身の状況の連絡について

ご利用者またはご契約は、主治医の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態などを、通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供ができるようにご協力ください。

#### (2)非常災害対策について

非常災害に際して必要な具体的計画を策定し、ご利用者等の避難、救出訓練の実施等をおこないます。

尚、避難準備情報、避難勧告、避難指示が発表された場合、道路状況の把握やスタッフの確保など困難が予測されますので、基本的にご家族にお迎えにきていただくことをご了承ください。

## 8. 苦情の受付について(契約書第21条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 受付担当者 みさくぼの里ケアセンター 片倉さよ子 嶋田幸子
- 解決責任者 施設長 伊藤初江
- 〇 受付時間 毎週月曜日~土曜日

8:00~17:00

また、苦情受付ボックスを受付に設置しています。

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

第三者委員	氏名 笹下 日支男
	住所 浜松市天竜区水窪町奥領家3382-1
	電話番号 053-987-0523
	氏名 森本 憲
	住所 浜松市天竜区水窪町奥領家2626-1
	電話番号 053-987-1554
天竜区役所	所在地 浜松市天竜区二俣町二股481
長寿保険課	電話番号 053-922-0065
	受付時間 8:30~17:15
浜松市役所	所在地 浜松市中区元城町103-2
健康福祉部介護保険課	電話番号 053-457-2975
	受付時間 8:30~17:15
静岡県国民健康保険団体	所在地 静岡市葵区春日2-4-34(〒420-8558)
連合会	電話番号 054-253-5590
	受付時間 9:00~17:00

## 令和 年 月 日

指定介護予防通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

みさくぼの里デイサービスセンター

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

また、私(利用者及びその家族)の個人情報については、医師やケアマネージャーとの 連絡、サービス担当者会議など、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

利用者住所 浜松市天竜区

氏名印

代理人住所

氏名 印